

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 7 年 2 月 1 9 日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課

標記について、令和6年11月7日から令和6年12月6日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計17件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>【裾切値について】</p> <p>・省令案概要別表に対象物質の裾切値が記載されていないですが、公布日までは数値を決定して公表してほしい。</p>	<p>ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の裾切値は告示で規定することとしており、本パブコメの開始日（令和6年11月7日）と同日付で別途パブリックコメントを実施いたしました。</p>
2	<p>【個別の対象物質】</p> <p>・リン酸トリフェニル（CAS 115-86-6）について、REACH規則31次SVHCに追加が決定しました。評価結果など確認できておりませんが、他国で有害性の懸念が高いとされた物質を、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質から削除することに違和感があります。</p> <p>・りん酸トリフェノールは、労働安全衛生規則第577条の2に基づく濃度基準値が設定され、来年の10月から施行される予定となっておりますが、なぜラベル表示・SDS交付等の義務対象物質から外すことになったのか。</p> <p>・「リン酸トリフェニル（CAS：115-86-6）」について、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質から削除することに賛同</p>	<p>・「リン酸トリフェニル」については、令和6年3月31日までに実施された国によるGHS分類結果において、新たな知見により危険性又は有害性があると区分された物に該当しなくなったため、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質から除外するものです。EUの評価結果等については引き続き注視して参ります。なお、今後のGHS分類の見直しにより危険性又は健康有害性のいずれかの区分がついた場合には、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に再度追加することがあります。また、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）が労働者の健康障害防止を目的とした規制であることに鑑み、環境有害性のみを有する物は除外しています。</p> <p>・「りん酸トリフェノール」については、物質名の特定ができませんでしたが、ご指摘の</p>

	<p>いたします。本物質は諸外国でも人の健康に対する有害性は指摘されておらず環境影響情報のみとなっており、労働安全衛生法で規制すべき対象ではありません。(P R T R法対象物質とは制度対象の意味が異なるため妥当と思います。)</p>	<p>物質が「りん酸トリフェニル」である場合の方針は、上記の通りです。</p>
3	<p><b>【個別の対象物質】</b>  医薬品（6%溶液）及び食品添加物（12%溶液）の次亜塩素酸ナトリウムを器具、施設及び排水の消毒用として使用しています。使用量が多いので自社判断で取り扱いのリスクアセスメント等を行う事は念頭にはありますが、安全衛生法令上では、医薬品や食品添加物については、ラベル表示やリスクアセスメントの対象外という理解でよいか。</p>	<p>ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質であっても、主として一般消費者の生活の用に供するための製品として次のアからカに該当するものについては、ラベル表示・SDS交付等の義務対象から除外されています。</p> <p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品</p> <p>イ 農薬取締法(昭和23年法律第125号)に定められている農薬</p> <p>ウ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品</p> <p>エ 表示対象物又は通知対象物が密閉された状態で取り扱われる製品</p> <p>オ 一般消費者のもとに提供される段階の食品</p> <p>カ 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品</p> <p>なお、食品添加物については、上記に該当しない場合には、ラベル表示・SDS交付等の義務対象となります。</p>
4	<p><b>【個別の対象物質】</b>  ・アルキル基については、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(令和5年9月29日付け基発0929第1号)」の細部事項に、「アルキル基を有する物質のうち、第128項「2一[(アルキ</p>	<p>・新たにラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に追加された物質については、労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(令和5年9月29日付け基発0929第1号)の記載と同様に、構造を示す接頭辞がない場合は直鎖アルキル基の</p>

<p>ルオキシ)メチル]オキシラン(アルキル基の炭素数が12から14までのもの及びその混合物に限る。)」等の改正省令により新たにラベル・SDS対象物質に追加された物質については、構造を示す接頭辞がない場合は直鎖アルキル基のみを指すものであること。」が記載されています。</p> <p>本改正で追加される140「ポリ(オキシエチレン)アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物に限る。)」及び141「ポリ(オキシエチレン)アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及び炭素数が18かつ不飽和のもの並びにその混合物に限る。)」等についても、直鎖アルキル基のみを有する物質を指すものであり、分岐アルキル基を有する物質は該当しないものとして差し支えないか。</p> <p>・141「ポリ(オキシエチレン)アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及び炭素数が18かつ不飽和のもの並びにその混合物に限る。)」について、「炭素数が18かつ不飽和のもの」との記載がありますが、これはアルキル基ではないのではないか。</p>	<p>みを指しています。本改正省令の施行通達においても示すこととします。</p> <p>・ポリ(オキシエチレン)アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及び炭素数が18かつ不飽和のもの並びにその混合物に限る。)の「炭素数が18かつ不飽和のもの」については、アルキルエーテルの炭素数が18かつ不飽和のものを指しています。</p>
<p>5 【個別の対象物質】・13「(RS)－2－(4－イソプロピル－4－メチル－5－オキソ－4,5－ジヒドロ－1H－イミダゾール－2－イル)ニコチン酸」や33「(RS)－5－クロロ－N－(1,3－ジヒドロ－1,1,3－トリメチルイソベンゾフラン－4－イル)－1,3－ジメチル－1H－ピラゾール－4－カルボキサミド(別名フラメトピル)」等の物質は(RS)となっていますが、そのR体のみやS体のみのものも対象となるか。</p> <p>・70「(4S,4aR,5S,5aR,6S,12aS)－4－(ジメチルアミノ)</p>	<p>その物質名で総称される異性体がある場合にはすべての異性体を含みます。(RS)と記載がある物質は、R体のみ、S体のものも対象となります。</p>

	<p>－3, 5, 6, 10, 12, 12a－ヘキサヒドロキシ－6－メチル－1, 11－ジオキソ－1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a－オクタヒドロテトラセン－2－カルボキサミド（別名オキシテトラサイクリン）」や87「r e l－（1R, 2R）－2－ターシャリーブチルシクロヘキシル＝アセタート」等の物質についてはそのR体やS体を全く指定していない物質も対象ですか？</p>	
6	<p>【個別の対象物質】</p> <p>28「過ほう酸ナトリウム三水和物」、112「ニトリロ三酢酸三ナトリウム一水和物」は、名称が水和物として指定されており、水和物と無水和物が区別されていることから、無水和物である「過ほう酸ナトリウム」や「ニトリロ三酢酸三ナトリウム」はここでは対象ではないと解せる。</p> <p>（過ほう酸ナトリウムは「過ほう酸ナトリウム並びにその一水和物及び四水和物」として令和7年4月から別途指定。ニトリロ三酢酸三ナトリウムは「ニトリロ三酢酸三ナトリウム」として令和8年4月から別途指定）</p> <p>このように水和物と無水和物が区別されていることから、名称に水和物と記載されている義務対象予定物質の無水和物は指定対象ではないとの解してよいか。</p> <p>また、名称に水和物と記載されていない義務対象予定物質（無水和物）の水和物は指定対象ではないとの解してよいか。</p> <p>さらに、過去既に指定されているラベル表示・SDS交付等の義務対象物質も同様に考えてよいか。</p>	<p>ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質においては、無水和物と水和物は原則として別に規定しています。ただし、通達等で水和物を含むと明記されたものについては、水和物を含みます。</p>
7	<p>【個別の対象物質】</p> <p>本改正で「アクリル酸重合体（CAS：9003-01-4）」と「アクリル酸重合体のナトリウム塩（CAS：9003-04-7）」がラベル表示・SDS交付等の義務対象物質にな</p>	<p>ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の当否の判断は物質名で行いますので、ご質問の「アクリル酸重合体のナトリウム塩（CAS：9033-79-8）」についても、ラベル</p>

	<p>りますが、「アクリル酸重合物のナトリウム塩 (2-Propenoic acid, polymer with sodium 2-propenoate (1:1)) CAS : 9033-79-8」は対象になるのか。</p>	<p>表示・SDS交付等の義務対象物質となります。</p>
<p>8</p>	<p><b>【個別の対象物質】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アクリル酸重合物及びそのナトリウム塩」が義務対象物質に挙げられた要因は、呼吸器に関する特定臓器毒性や発がん性に関する懸念と理解しております。ここで「アクリル酸重合物及びそのナトリウム塩」は水溶液の形態で市販されているものが多く、通常の使用において水溶液を呼吸器に吸入する可能性は非常に低いと考えられますが、推奨用途や製品形態を問わず義務対象物質となるのでしょうか。固体（粉体）について懸念する場合、粉じん則でも対応できるように思いました。</li> <li>・「アクリル酸重合物及びそのナトリウム塩」を主成分とする、2種類以上の単量体等から得られる有機高分子化合物が多く存在します。そのような高分子化合物であって、いわゆる98%ルールや99%ルールを逸脱するため「アクリル酸重合物及びそのナトリウム塩」とみなせない高分子化合物は、義務適用外と考えて良いでしょうか。</li> <li>・上記と関連し、分子量の低い高分子の場合、高分子部分はアクリル酸ホモポリマーであっても、開始剤や連鎖移動剤が2%を超えて導入される場合があります。これまでは開始剤や連鎖移動剤の種類や量は問わず「アクリル酸重合物」「ポリアクリル酸」等と呼称され、SDSにもそのように記載することが一般的だったと思料します。</li> <li>ここで、開始剤や連鎖移動剤が2%を超えて導入される高分子が義務対象外となる場合、それを明らかにするにはSDS等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本改正案では、令和6年3月31日までに実施された国によるGHS分類結果において危険性又は有害性があると区分された物をラベル表示・SDS交付等の義務対象物質としています。アクリル酸重合物及びそのナトリウム塩を含め、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質については、事業場によって様々な状態や用途で取り扱われることが想定されることから、製剤中に含有される状態や用途に関わらず、ラベル表示・SDS交付等の義務対象としています。</li> <li>・ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の当否の判断は物質名で行います。</li> <li>・ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質が裾切値以上含有されている場合には、当該対象物質の名称を列記することとされています。</li> </ul>

	<p>で「〇〇〇を開始剤とするアクリル酸重合体」と区別記載する事になりそうです。ところが開始剤や連鎖移動剤の種類が営業機密で開示したくない場合、これまで「アクリル酸重合体」と開示できていたものを「営業機密」などと修正する形になります。そのような運用でよろしいでしょうか。</p> <p>・本改正で追加となるアクリル酸重合体及びそのナトリウム塩（CAS：9003-01-4、9003-04-7）について、今回の指定対象は、（１）アクリル酸のみを重合させたポリマー、（２）アクリル酸ナトリウムのみを重合させたポリマー、（３）アクリル酸ナトリウムとアクリル酸の共重合体、（１）～（３）（特に（１））を水酸化ナトリウムなどで中和してナトリウム塩としたポリマーの４種類であり、それ以外のモノマーを微量でも共重合させたポリマーは対象外という理解でよいか。また、重合に用いる開始剤の種類は問わずに上記（１）～（４）は対象となるという理解でよいか。</p>	
9	<p><b>【個別の対象物質】</b></p> <p>「アクリル酸重合体のナトリウム塩」（CAS：9003-04-7）については、現在（令和6年度）、GHS分類の見直しプロセス途上にあるため、今回の改正において「アクリル酸重合体のナトリウム塩」の対象物質への指定を保留してほしい。</p>	<p>国のGHS分類は、複数の専門家が分類を実施した時点での最新の基準に従って行っており、この分類結果を踏まえてラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を規定することとしています。</p> <p>個別物質のGHS分類結果については、文献等で明確な根拠が認められる等があれば、GHS分類の再分類が検討されることがあり、再分類がなされた場合には、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質についても見直すこととしています。</p> <p>なお、国のGHS分類対象物質の選定にあたっては民間からの情報も受け付けておりますのでご活用ください。</p>
10	<p><b>【個別の対象物質】</b></p>	<p>安息香酸カリウム塩については、皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚吸収性有害物質</p>

	<p>労働安全衛生規則第 594 条の 2 に基づく皮膚刺激性有害物質又は皮膚吸収性有害物質に指定されている化学物質の中には、通知表示等の義務の対象にはなってはならず、今回の省令案のリストにも含まれていない化学物質があります。これらの化学物質は皮膚刺激性有害物質又は皮膚吸収性有害物質に指定されるほどの危険有害性を有しているのに、ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質に規定されないのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クロロギ酸イソプロピル (CAS:108-23-6)</li> <li>・安息香酸カリウム塩 (CAS:582-25-2)</li> <li>・メトラクロール (S 体) (CAS:87392-12-9)</li> <li>・メトラクロール (R 体) (CAS:178961-20-1)</li> </ul>	<p>に指定されておりますが、国の GHS 分類で危険性又は有害性のいずれも区分がついていないことからラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質に規定しておりません。なお、皮膚吸収性有害物質は、「皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかかな化学物質」としており、必ずしも GHS 分類結果から明らかでないことから、専門家の検討会において物質を特定しています。一方、ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質は国の GHS 分類で危険性又は有害性のいずれかの区分がついたものとしていることから、必ずしも皮膚等障害化学物質等がラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質とならない場合があります。</p> <p>メトラクロールについては、令和 7 年 4 月 1 日に「2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド (別名メトラクロール)」としてラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質に追加されることとなっています。</p> <p>クロロギ酸イソプロピルについては、平成 21 年度の国の GHS 分類において危険性・有害性を有すると分類されていることから、SDS 交付等対象物質への追加について検討を行います。</p>
11	<p>【対象物質について】</p> <p>主に以下の点で「表示通知対象物質」該当物質の選考基準が不明で、恣意的に過ぎる。</p> <p>1 現行で「皮膚等障害化学物質等」や「がん原性物質」に該当する物質であっても、「表示通知対象物質」にすらなっていない/ならないものもあれば、これらに</p>	<p>本改正案で追加する物質は、令和 6 年 3 月 31 日までに実施された国による化学物質の危険性及び有害性の分類 (GHS 分類) 結果において危険性又は有害性があると区分された物質です。国による GHS 分類は、「政府向け GHS 分類ガイダンス」に基づき、分類判定に利用可能な情報源の基準を設けて実施しており、その結果は (独)</p>

<p>該当しない物質であっても「表示通知対象物質」になっているものもある。</p> <p>2 1と同様に、明らかな危険物である「化学物質排出把握管理促進法」や「毒物及び劇物取締法」などに該当する物質であっても、「表示通知対象物質」にすらなっていない/ならないものもあれば、これらに該当しない物質であっても「表示通知対象物質」になっているものもある。また、物質管理の関連法が多岐に渡るため、内容が煩雑になりすぎて情報収集が極めて大変になり、事業者負担が膨大になっている。さらに、これらの関連法の管轄省庁も異なるため、省庁間での危険有害物質の擦り合わせができていない可能性が高く、上記2のように内容の齟齬が発生している。管轄省庁の統合や新設、関連法の統合によって、できうる限りこれらの問題を解決して欲しい。</p>	<p>製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページにおいて公表しています。</p> <p>また、「労働安全衛生法」は職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成することを目的としていますが、「化学物質排出把握管理促進法」や「毒物および劇物取締法」等の化学物質に関する法令とは目的が異なることから対象物質も異なります。</p>
<p>12 【施行期日等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年、令和7年、令和8年の対象物質追加による対応で非常に疲弊しており、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の追加ですが、中止して頂きたい。</li> </ul> <p>「使用している原料数が非常に多い」、「個々の原料について100%成分情報が開示されているわけではないため、個々の原料の該非については原料メーカーに照会しないと保証ができない」、「製品SDSも非常に大量の改定が必要」であり、令和9年の本改正による物質追加が来ると、正直対応しきれないというのが実情である。数年に1度程度であればともかく、毎年渡っての追加施行は、人的・費用面で対応ができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公布予定日から施行予定日が約2年あるが、既に令和6年から毎年、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の追加</li> </ul>	<p>化学物質管理については、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、労働安全衛生法令の体系の抜本的な見直しが行われ令和4年以降順次施行されているところです。これにより、化学物質の危険性又は有害性の情報を確実に伝達し、その情報に基づきリスクアセスメントを的確に実施することが一層重要になっているところです。当該危険性又は有害性の情報に関しては、毎年、最新の知見等によりGHS分類（再分類を含む。）を行っており、労働者の健康確保の観点から、ラベル表示・SDS交付等の義務対象についても、当該分類結果に基づき、速やかに見直していく必要があります。</p> <p>なお、施行に当たっては、事業者がラベル・SDSの改訂に要する期間を考慮し、今般の改正に係るパブリックコメント開始日（令和6年11月7日）から改正政令の施</p>

	<p>対応に追われている状況である。毎年対象物質が増えると製造加工会社の場合、材料点数の多さ、工場使用時、加工品の安全性、販売先への通達、説明などに対する時間及びコスト負担が大きい。</p> <p>また、川上企業からの情報を得てからの対応となるため、川下側である企業の弊社では情報収集に時間がかかる。</p> <p>さらに他の法令改正（JIS改正、がん原性物質、濃度基準値設定物質の追加など）も対応する中で、対応毎に容器の廃棄が発生しコスト、環境負荷が発生する。</p> <p>少なくともラベル表示及びSDS交付等に関する国内告示に関しては、規制時期を統一し、数年分まとめて公開するとともに、猶予期間を長く設定するなど計画的に実施していただきたい。また、計画的に実施できることでSDS作成システムの更新も容易になり適切な管理を実施することにつながる。</p> <p>ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質追加と合わせて、がん原性物質、濃度基準値、JIS改正など関連法規制を同時に実施していただき（数年分まとめて物質を追加）、公布から施行までの猶予期間を3年以上に設定して頂きたい。</p>	<p>行日（令和9年4月1日）までに約2年強の準備期間を設けています。さらに、ラベルの貼替え等に係る事業者の負担を考慮し、改正政令の施行日において現に存するものについては、名称等の表示を1年間猶予する経過措置を設けることとしています。</p>
13	<p>規制の事前評価書において、ラベル表示やSDS交付等の費用を下記のとおり評価されていますが、この費用では到底法令遵守できないと考えます。不当に安い金額で評価されているようですので、この点は再考いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器・包装への表示（1物質あたり年間数万円～）</li> <li>・SDSの交付（1物質あたり数千円～）</li> <li>・リスクアセスメントの実施（1物質あたり数百円～）</li> </ul>	<p>規制の事前評価書の遵守費用に記載している主要な費用については、取扱い製品数や対応手法により大きく費用が異なることになるため、例えば「容器・包装への表示」については、「1物質あたり年間数万円～」という記載にしております。</p>

<p>ラベルは貼り付けを仮に物流業者に外注すると貼り付け作業だけで1枚 50 円～100 円程度は要求され、さらにラベルの印字なども考慮すると1包装当たり 100～200 円程度は要します。つまり、年間1000 包装程度であれば数十万円を要します。また、1物質の指定で複数の製品が該当することにもなりますので、ラベルも複数種類を改めて作成する必要が生じます。ラベルのひな形を外部委託で作成すると1枚当たり数万円は要します。したがって1物質数万円という評価は不当な評価と考えます。</p> <p>SDSはすでに作成済みの企業が多いとありますが、本件改正に伴い内容の見直しは必須であり、5年ごとの改訂も求められます。SDS作成は外注しますと1件5万～10万円はします。電子であってもそれだけで即座にすべての取引先に配布できるわけではなく多くの工数を要します。1物質の指定で複数製品のSDS改訂も必要です。したがって1物質当たり数千円との金額での評価は非常に不当な評価であると考えます。</p> <p>・リスクアセスメントが1物質当たり数百円とされておりますが、最低賃金だけを考慮しても1名が10分～20分程度しかかけられないようなこととお考えかと思えます。実際に対策をどうするかなども含めてリスクアセスメントを実施することを考えるとこのような短時間では終わらせることはできず、また、1物質指定されただけで実際には複数製品のリスクアセスメントが必要になりますので、1物質指定されれば1時間以上は要するはずです。</p>	
--	--